

騒音規制法に係る特定建設作業（騒音規制法施行令別表第2）

特定建設作業	規模要件等
1 くい打機、くい抜機又は はくい打くい抜機を使用する作業	もんけんを除く 圧入式くい打くい抜機を除く くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く
2 びょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る
4 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるのものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る さく岩機の動力として使用する作業を除く
5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラント：混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く アスファルトプラント：混練機の混練重量が200kg以上のものに限る
6 バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る
7 トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る
8 ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る

振動規制法に係る特定建設作業（振動規制法施行令別表第2）

特定建設作業	規模要件等
1 くい打機、くい抜機又は はくい打くい抜機を 使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く 油圧式くい抜機を除く 圧入式くい打くい抜機を除く
2 鋼球を使用して建築 物その他の工作物を 破壊する作業	
3 舗装版破碎機を使用 する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る
4 ブレーカーを使用す る作業	手持式のものを除く 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る

山梨県生活環境の保全に関する条例に係る特定建設作業
(山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第3)

特定建設作業	規模要件等
1 くい打機を使用する作業	アースオーガーと併用する作業に限る
2 パワーショベルを使用する作業	原動機として最高出力 100 馬力以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る
3 バックホウを使用する作業	原動機の定格出力が 80kW 未満のものに限る
4 コンクリートカッターを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る